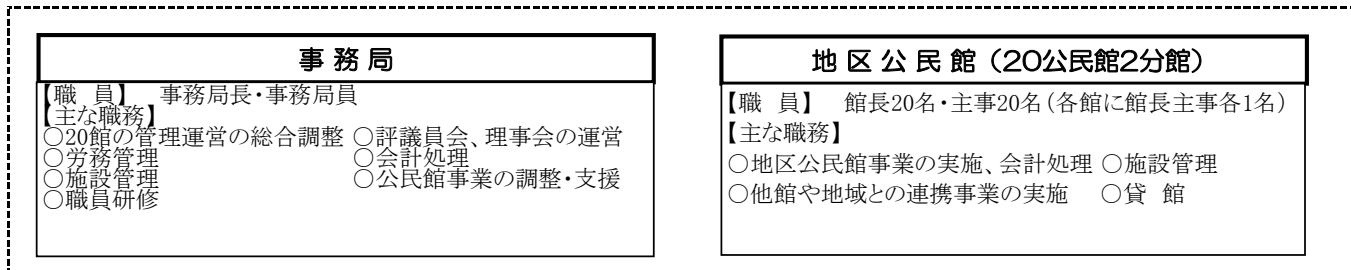
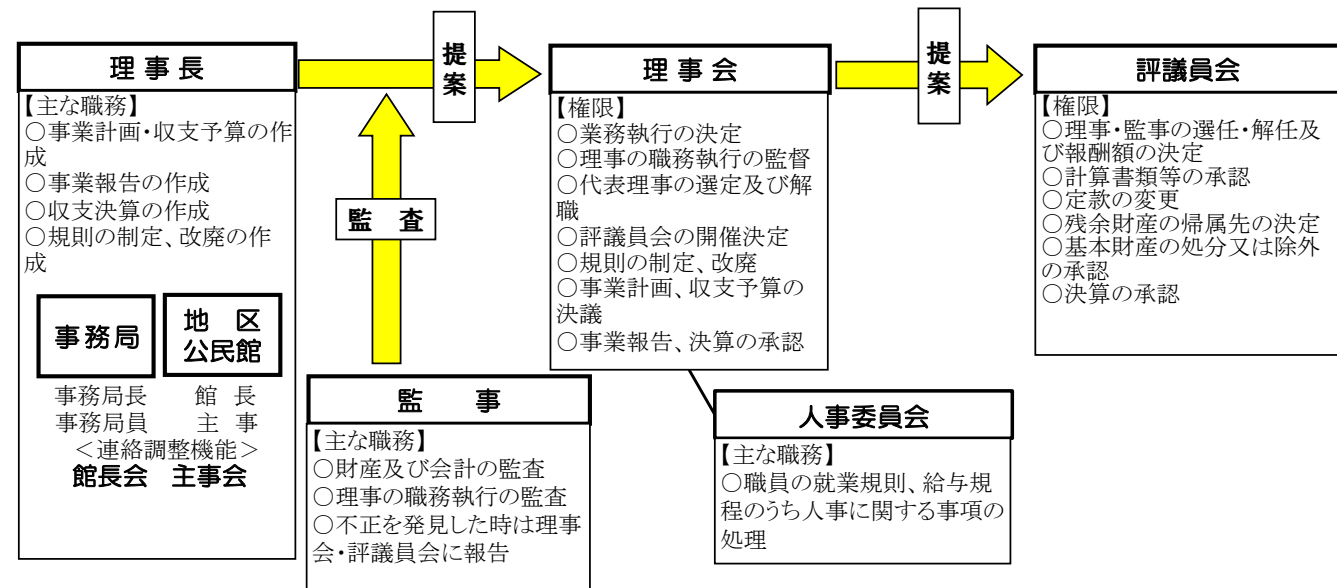


# 一般財団法人日田市公民館運営事業団の概要

## ■ 基本事項 ■

項目	内容
名称	一般財団法人日田市公民館運営事業団
事務所	日田市上城内町2番6号（中央公民館1階）
設立者	日田市長
定款認証日	平成23年2月4日
登記成立日	平成23年2月16日
基本財産	3,000,000円
評議員	8名以上10名以内 任期:選任後4年以内の最終年度の定時評議員会まで
理事	8名以上10名以内 任期:選任後2年以内の最終年度の定時評議員会まで
監事	2名以内 任期:選任後4年以内の最終年度の定時評議員会まで
事業年度	毎年4月1日から翌年の3月31日まで

## ■ 組織体制 ■



## ◆ 地域との連携 ◆

\* 事業団の組織には属さないが、地域との連携を図るための組織

<b>地区公民館運営委員会</b>	自治会長・学校長・各種団体の代表で組織し、公民館の事業計画と事業実施に参画するとともに事業評価を行う。
<b>地区公民館運営委員会連絡会</b>	20地区公民館運営委員会の会長で組織し、相互の連絡調整、情報交換、事業団の評議員・理事の選出母体

# ■ 目的・事業 ■

## 目的

日田市が設置する公民館等の管理運営及び事業を行うことより、市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、もって市民の生涯学習活動の振興、市民参加のまちづくりの促進に寄与することを目的とする。

- (1) 日田市から指定を受けた公民館等の管理運営
- (2) 市民に対する多様な学習機会の提供
- (3) 市民の学習成果の評価・発表・活用に関する事業
- (4) 市民参加のまちづくりの促進に関する事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

## 事業計画

- 事業実施方針
- (1) 市民に開かれ、利用しやすい施設の管理運営
  - (2) 生涯学習の総合的支援
  - (3) 市民参加のまちづくり活動の支援
- 事業
- |                  |                |
|------------------|----------------|
| (1) 幼児学習の推進      | (2) 青少年学習の推進   |
| (3) 成人学習の推進      | (4) 高齢者学習の推進   |
| (5) 社会人権同和学習の推進  | (6) 家庭教育学習の推進  |
| (7) 学社連携事業の推進    | (8) 地域づくり事業の推進 |
| (9) 学習成果の発表機会の提供 |                |

# ■ 指定管理施設一覧 ■

## 地区公民館

- |           |           |           |          |           |
|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|
| 1 咸宜公民館   | 2 桂林公民館   | 3 日隈公民館   | 4 若宮公民館  | 5 三芳公民館   |
| 6 高瀬公民館   | 7 光岡公民館   | 8 朝日公民館   | 9 三花公民館  | 10 西有田公民館 |
| 11 東有田公民館 | 12 小野公民館  | 13 大鶴公民館  | 14 夜明公民館 | 15 五和公民館  |
| 16 前津江公民館 | 17 中津江公民館 | 18 上津江公民館 | 19 大山公民館 | 20 天瀬公民館  |

## 分館

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 21 天瀬公民館東溪分館 | 22 天瀬公民館五馬分館 |
|--------------|--------------|

## その他

- |                          |                   |
|--------------------------|-------------------|
| 23 若衆宿(大山公民館)            | 24 中津江ホール(中津江公民館) |
| 25 天領奥日田やすらぎの郷工芸館(大山公民館) |                   |